

令和5年第3回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年3月17日（金）午後1時30分 開会
午後3時20分 閉会

場 所 京田辺市保健センター第1保健指導室

会議日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 教育行政報告 | |
| 日程第2 | 報告第4号 | 京田辺市学校教育審議会からの中間答申について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について |
| 日程第4 | 報告第6号 | 京田辺市令和4年度いじめ調査（2回目）の結果について |
| 日程第5 | 報告第7号 | 三山木小学校区及び草内小学校区における民間保育所・小規模保育事業所整備計画について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | （仮称）京田辺市教育振興基本計画策定方針（案）について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援事業実施要綱の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 京田辺市就学相談委員会規則の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について |
| 日程第13 | 議案第19号 | 京田辺市就学援助規則の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第20号 | 京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部改正について |

- 日程第15 議案第21号 京田辺市通学費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 令和5年度京田辺市立学校医の委嘱について
- 日程第17 議案第15号 令和5年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について
- 日程第18 議案第16号 令和5年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について
- 日程第19 議案第17号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第20 議案第18号 京田辺市立幼稚園園則の一部改正について

出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

（事務局出席職員）

教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	鈴木	一之
こども・学校サポート室総括指導主事	片山	義弘
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	七五三	和広
輝くこども未来室長	西尾	康宏
輝くこども未来室担当課長	内野	文彦

（事務局書記職員氏名）

教育総務室主査	鈴木	勝浩
---------	----	----

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告] 事務局

前回の会議以降の教育行政関係行事及び議会審議状況の報告を行った。

[質疑] なし

○日程第2 報告第4号「京田辺市学校教育審議会からの中間答申について」

[報告]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

最終答申を含めたスケジュールはどのように考えているのか。また、田辺中学校に関する短期的課題の記述が少ないように感じる。特に教職員のサポートという面での具体策が必要。また、田辺中と培良中との対策は同時並行的に進めるべきと考えるが。

(事務局)

スケジュールについては、来年度、再来年度の2か年をかけて最終的な答申をいただけるようにしたいと事務局としては考えている。また、今回の中間答申にかかる対策については、それぞれ速やかに対応したい。

田辺中学校の対策としては、ハード面が中心となっているが、人的な面については、学校とも十分協議を持ちながら進めていくこととなる。

(西村委員)

以前に大規模校の事例として木津川市の城山台小学校を見に行ったが、その場合とは異なり、田辺中学校については、物理的に限られた範囲の中でその対策が求められていることから、さらに踏み込んだ実践的なものとなるよう教育委員会として考えて、工夫をしていかなければならない。

(上村委員)

培良中学校への学校選択制の導入については、まず特色化をしっかりと実践していくことが大切である。特にICT活用についてもどのように特色化を

図るのかを具体化していく必要があると思うし、早くに実践に繋げていくべきと考える。

(藤原委員)

培良中学校の特色化については、その実施に向けたプロジェクトチームのような体制やスケジュールを見える形にしていきながら、その上で学校選択制を導入することが大切。また、学校の先生方の負担とならないよう、教育委員会事務局の支援も必要である。

(上村委員)

培良中学校において学校選択制を導入する場合、普賢寺小学校のような通学費の補助を行うこととなるのか。

(事務局)

現在の補助金交付要綱は、全市を対象としているが、要件の関係から普賢寺小学校のみが対象となっている。培良中学校において学校選択制を導入する場合、その内容に見合った要綱となるような検討が必要となるものと考えている。

(西村委員)

教育内容、カリキュラムを変更する場合に国等に対しての手続が必要になると思うが。

(事務局)

教育課程の変更を行うこととなれば、そういったことも必要になる。中間答申の内容を精査し、検討すべきものと考えている。

(藤原委員)

教育内容の変更については、国、府に対する手続もあるが、市独自でできるものもあるので、できる範囲から進めるのが良いと思う。

(教育長)

本日は学校教育審議会からの中間答申を報告させていただいたものであり、本日いただいたご意見等については、その答申に対するものとして確認させていただく。今回の中間答申は、教育委員会からの諮問に対して、学校教育審議会から答申があったものであり、これをもとに、どのように進めていくのかについては、あらためて、教育委員会で考えていくことになる。

○日程第3 報告第5号「京田辺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

大住こども園の公印はどうなるのか。

(事務局)

市長部局で作成し、必要な規定整備を行うこととなる。

○日程第4 報告第6号「京田辺市令和4年度いじめ調査(2回目)の結果につ
いて」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(西村委員)

いじめの態様の中で、身体の直接的な接触に関するものは、まだ多く見受けられるのか。

(事務局)

暴力事象はほぼないが、すれ違いざまに肩が当たったなどの軽い身体接触について数としてあがっている。

(上村委員)

中学生において、パソコンやスマートフォンによる誹謗中傷といった数が増えている。このあたりは、今後も注視しておかなければならないと感じた。

(伊東委員)

若い教師も増えていく中で、いじめへの対応としての教職員研修などは実施されているのか。

(事務局)

若い教員については京都府による初任者研修があるほか、市においても学校の要請に応じて研修を行っている。また2年目3年目の教員を対象として指導主事による授業の参観を通じた指導方法のサポートを行っている。

○日程第5 報告第7号「三山木小学校区及び草内小学校区における民間保育所・小規模保育事業所整備計画について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑] なし

○日程第6 報告第8号「京田辺市留守家庭児童会における医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

本要綱の根拠となる法令は何になるのか。

(事務局)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が根拠法となる。

(西村委員)

該当児童を受け入れる場合の支援員等に対するサポート体制はどう考えているのか。

(事務局)

毎月の支援員を対象とした研修会などを通じて、連携・支援を図りたい。

○日程第7 議案第8号「(仮称)京田辺市教育振興基本計画策定方針(案)について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

児童生徒数の偏在解消に関する対策としてのアクションプラン的なものは、

どこで決定していくこととなるのか。

(事務局)

児童生徒数の偏在解消に関する対策については、その内容を示唆するような形での方針を教育委員会として決定していただいたのちに進めていくことになる。教育振興基本計画については、社会教育分野を含めた教育全般にかかる総合的な計画として策定するものであり、計画の決定については、教育委員会において決定いただく予定をしている。

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第8 議案第9号「京田辺市教育委員会の所管に係る京田辺市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(案)の制定について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

この規則の制定によって、学校や社会教育施設において具体的に何が変わってくるのか。

(事務局)

後援申請手続などがオンラインで可能となってくる。

今回の規則制定の趣旨は、今後、各種申請手続についてオンライン化を進めて行くに当たり、関係例規をそれぞれ改正することなく実施できるようにするための通則規則であり、市長部局と同様の手続で行うべく、市の規定の例によるものとして定めるものである。

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第 9 議案第 10号「京田辺市立幼稚園における医療的ケア児保育支援
事業実施要綱の制定について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑] なし

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

(休 憩)

○日程第 10 議案第 11号「京田辺市就学相談委員会規則の一部改正につい
て」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑] なし

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第 11 議案第 12号「京田辺市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑] なし

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第12 議案第13号「学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑] なし

[採決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第13 議案第19号「京田辺市就学援助規則の一部改正について」

○日程第14 議案第20号「京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則の一部改正について」

○日程第15 議案第21号「京田辺市通学費補助金交付要綱の一部改正について」

これら3件について教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑] なし

[採決]

議案ごとに採決の結果、いずれも原案どおり可決された。

[会議の非公開]

日程第16から日程第20までについて、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第16 議案第14号「令和5年度京田辺市立学校医の委嘱について」

○日程第17 議案第15号「令和5年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について」

○日程第18 議案第16号「令和5年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について」

て」

○日程第19 議案第17号「京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について」

これら4件について教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑] なし

[採決]

議案ごとに採決の結果、いずれも原案どおり可決された。

○日程第20 議案第18号「京田辺市立幼稚園園則の一部改正について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(西村委員)

幼稚園での教材費というのは、どのようなものが対象となるのか。またそれらについて保護者負担となっていたものが今回無償化となるのか。

(事務局)

絵の具や画用紙などの諸費用としていたもので、700円相当分を負担していただいていたものについて今回無償化を行うもの。これ以外にも保護者負担のものがあるが、それらの無償化については、今後検討したい。

[採決]

採決の結果、原案どおり可決された。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。